

## 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

### 事業名 市町村森林管理支援強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策室 電話番号：058-272-1111(内4348)  
森林吸収源対策係

E-mail：c11513@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 31,354 千円 (前年度予算額： 37,641 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 入 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	37,641	0	0	0	0	0	37,641	0	0
要求額	31,354	0	0	0	0	0	31,354	0	0
決定額									

#### 2 要 求 内 容

##### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

- 平成31年4月に始まった森林経営管理制度は、森林所有者による適正な管理がなされていない森林を所有者に代わり市町村が管理する制度である。
- 森林の持つ多面的機能を高めるためには、同制度の取組みを進め、早期に間伐等の森林整備の実施につなげることが必要だが、制度を推進する体制が整っていない市町村が多く、県の支援が不可欠である。

##### (2) 事業内容

###### ア 「地域森林管理支援センター」の運営

- 市町村による森林経営管理制度の取組みを総合的に支援するため、制度運用上の課題に対し支援・助言を行う支援センターの運用を行う。  
支援センターでは、①市町村向け相談窓口の設置、②市町村巡回支援、③市町村林務担当職員研修、④岐阜県地域森林監理士短期支援事業、⑤岐阜県地域森林監理士フォローアップ事業、⑥専門家への相談斡旋 等を実施する。

###### イ 裁定事務費

- 森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置を活用するため必要となる裁定事務を実施する。

##### (3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10 (市町村の支援を行うために譲与される森林環境譲与税を活用)

##### (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	156	報償費 156
旅費	486	業務旅費 323、費用弁償 163
需用費	80	消耗品費 80
使用料及び 賃借料	74	高速代 74
役員費	19	通信運搬費 19
委託料	30,539	地域森林管理支援センター運営業務委託 30,539
合計	31,354	

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

第4期岐阜県森林づくり基本計画

##### 1 森林づくりの推進

(1) 災害に強い循環型の森林づくり

(ウ) 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

(b) 森林経営管理制度を推進するための支援

#### (2) 国・他県の状況

森林経営管理制度を推進するにあたり、県が市町村を支援することとされており、そのための財源として森林環境譲与税が譲与されている。

#### (3) 後年度の財政負担

県が負担する。(今後、継続的に譲与される森林環境譲与税を活用。)

#### (4) 事業主体及びその妥当性

1) 事業主体：県

2) 妥当性：森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を市町村が推進するにあたり、県が支援することとされており、妥当である。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・令和元年度から始まった森林経営管理制度では、市町村が中心的な役割を担うことになるが、専門的知識をもった林務担当職員等の体制が十分ではない市町村が多いため、県が支援を行うことにより、円滑な制度の推進を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R1)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R8)	
					達成率	
①意向調査着手市町村数	6	34 (累計)	34 (累計)	34 (累計)	34 (累計)	100%
②市町村による間伐面積	25	577	1400	2100	3500	16%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度における市町村事務マニュアルの改正 県による所有者探索モデル事業の実施や市町村による取組事例を市町村事務マニュアルに追加し、市町村へ提供した。</li> <li>・森林疎密度情報の解析 航空レーザ測量データから森林の疎密度を解析し、過密状態である森林を早急に間伐が必要な森林として、市町村へ提供した。</li> </ul> <p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同制度に対する取組みが促進され、意向調査着手市町村が 23 市町村となった。（令和元年度は 6 市町が意向調査に着手）</li> </ul>
	指標① 目標：意向調査着手 22市町村 実績：23市町村 達成率：105%
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林管理支援センターの開設 市町村が制度運用上の抱える課題に対し支援・助言を実施する支援センターを開設し、相談窓口の運営、市町村への巡回支援等を実施した。</li> <li>・森林疎密度情報の解析 航空レーザ測量データから森林の疎密度を解析し、過密状態である森林を早急に間伐が必要な森林として、市町村へ提供した。</li> </ul> <p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同制度に対する取組みが促進され、意向調査着手市町村が 32 市町村となった。（令和3年度は 8 市町が新規で意向調査に着手）</li> </ul>
	指標① 目標：意向調査着手 26市町村 実績：32市町村 達成率：123%

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林管理支援センターの機能強化 従前の取組みに加え、市町村林務担当職員研修と地域森林監理士短期支援業務を同センターで実施し、市町村への支援を強化した。</li> <li>・森林疎密度情報の解析 航空レーザ測量データから森林の疎密度を解析し、過密状態である森林を早急に間伐が必要な森林として、市町村へ提供した。（令和4年度で完了） （成果）</li> <li>・同制度に対する取組みが促進され、森林のある34市町村全てで意向調査に着手した。（令和4年度は2市が新規で意向調査に着手）</li> </ul>
	指標① 目標：意向調査着手 32市町村 実績：34市町村 達成率：106%
	指標② 目標：市町村による間伐面積 800ha 実績：577ha 達成率：72%

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</li> </ul>
(評価) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営管理制度が始まったが、市町村においては林務担当職員の不足や林業の専門知識がある職員がいない等、制度を円滑に実施できない状況にある。</li> <li>・森林経営管理制度での県の役割は、市町村の支援とされており、県が支援をするのは妥当である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</li> </ul>
(評価) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援センターにや岐阜県地域森林監理士による市町村支援により、森林のある全ての市町村が意向調査に着手した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</li> </ul>
(評価) 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の総合的な支援を一元的に担うセンターを設置することにより、必要なノウハウが蓄積され効率的に事業を実施できている。</li> <li>・施業指針策定に向けた調査研究において試験地の巡視を外部へ委託することにより、効率的に事業を実施できている。</li> </ul>

### (今後の課題)

- ・森林経営制度の運用が本格化する上で、増大する市町村事務の担い手が不足している。
- ・森林所有者の特定や土地の境界確認に時間を要し、森林整備に至るまでに長期間を要する市町村が多い。

### (次年度の方向性)

森林経営管理制度を円滑に推進していくためには、市町村への支援や森林所有者の本制度への理解が必要であるため、引き続き実施する。